

# 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科における連携大学院分野 に関する規則

平成24年3月30日  
規則第61号

## (目的)

第1条 この規則は、大学院学則（平成16年規程第5号）第3条の2の規定に基づき、東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科における大学院教育の高度化及び多様化を図るため、高度な研究水準を有する学外の研究機関（以下「学外研究機関等」という。）との協定に基づき、本学の教員と当該学外研究機関等の研究者等が連携して大学院の研究教育を行う大学院連携分野について定めることを目的としている。

## (連携大学院分野)

第2条 連携大学院分野は、国立大学法人東京医科歯科大学の大学院研究科等に置く教育研究分野等に関する規則（平成22年規則第11号）別表1-1及び別表1-2に定めるとおりとする。

## (連携大学院分野の構成)

第3条 連携大学院分野に、分野長を置き、教授に相当する者を持って充てる。

2 連携大学院分野に、准教授に相当する者を置くことができる。

## (連携大学院分野教員の選考等)

第4条 連携大学院分野を構成する教員（以下「連携大学院分野教員」という。）の選考は、国立大学法人東京医科歯科大学教員選考基準による。

2 連携大学院分野教員は、非常勤講師として委嘱する。

## (職務)

第5条 連携大学院分野教員は、本学の専任教員と協力して授業、研究指導その他の大学院教育を担当する。

## (称号の付与)

第6条 連携大学院教員に、連携教授又は連携准教授の称号を付与することができる。

2 前項に関する手続及び付与期間は、国立大学法人東京医科歯科大学客員教授等選考規

則（平成16年規則第60号）に準じる。

（協定書の締結）

第7条 連携大学院分野による大学院教育を行う場合は、学長又は研究科長は、当該研究機関等の長との協定書を締結するものとする。

2 前項の協定書は、次に掲げる事項についての定めを記載するものとする。

- (1) 連携大学院分野教員の身分及び委嘱に関する事項
- (2) 教育の実施方法に関する事項
- (3) 特許及び研究成果の公表に関する事項
- (4) 損害賠償及び学生の災害傷害保険に関する事項
- (5) その他必要な事項

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、研究指導、学位審査その他連携大学院分野の実施に関し必要な事項は、研究科において別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。